

化学肥料低減計画書

業務方法書様式第1-2号の参加農業者名簿のNo.と一致

別紙「化学肥料低減計画書に記載する作物名」を記載

作付概要

| 作物名 | 作付面積(a) |
|--------|---------|
| 米 | 80 |
| ブロッコリー | 10 |
| その他 | 75 |
| 計 | 165 |

低減に向けた取組は、①又は②のいずれかを基本とする。
 ①全作付面積(延べ面積)の半分以上を占める作物(「代表的な作物」)
 ②代表的な作物に準じる作物群のうち2品目以上
 ※記載例は、②の事例で米、ブロッコリーで取組を行う場合を想定

法人・組織の場合は、法人名、代表職名、代表者氏名を記載

春用肥料



注:該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名)

ア 知 太郎

住所に郵便番号を追加

住所

〒460-0081 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話番号

052-000-000

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

| 取組メニュー | 前年度までの取組 | 令和4年度又は令和5年度の取組 |
|---|-----------------------|----------------------------------|
| ア 土壌診断による施肥設計 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| イ 生育診断による施肥設計 | | |
| ウ 地域の低投入型 | | <input type="radio"/> |
| エ 堆肥の利用 | | <input checked="" type="radio"/> |
| オ 汚泥肥料の利用(トボケ肥等) | | |
| カ 食品残渣など国内資源の利用(エトオ以外) | | |
| キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用 | | |
| ク 緑肥作物の利用 | | |
| ケ 肥料施用量の少ない品種の利用 | | |
| コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用 | | |
| サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む) | | |
| シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用 | | |
| ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用 | | |
| セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。) | | |
| ソ 地域特認技術の利用 (ア)露地野菜栽培における土壌被覆資材を用いた栽培管理(溶脱抑制を目的とするため施設栽培は除く) | | |
| ソ 地域特認技術の利用 (イ)肥効調節型肥料のうちプラスチック被覆肥料による化学肥料施用量の削減(被覆資材の流出防止の取組と一体的に進める) | | |

「取組メニューと品目の組合せ参考資料」を参考として、自らの栽培品目に該当する取組メニューを選択

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに「○」を記入
 ✓ 2つ以上に「○」が付けばOK
 ✓ これまで既に取り組んでいるものもカウントできる(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

国0Aの間4-3における化学肥料の大幅な低減を実現している旨の証明書類(化学肥料低減計画書に添付)は、以下のとおり。

有機栽培等化学肥料低減に相当程度の実績がある参加農業者についても、化学肥料低減計画書の提出は必要。

この場合①化学肥料低減計画書の作付概要欄に有機栽培等に取り組む作物を「キャベツ(有機)」等と記入した上で、②有機栽培等に取り組んでいることを証明する書類(有機農産物認証書等)を提出してください(取組のチェック欄は空白でよい)。

①有機栽培を行っている農業者

一登録認証機関発行の認定証、その申請時に認証機関に提出した書類のうち該当の品目及び面積を確認できる書類

②環境保全型農業直接支払交付金を受けている農業者

一市長村長から通知のあった「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認結果通知書」、市町村長あてに提出した「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書」で該当の品目及び面積を確認できる書類

③特別栽培農産物の認証を受けている農業者

一認証団体の認証書類、その申請時に認証機関に提出した書類のうち該当の品目及び面積を確認できる書類

「ソ 地域特認技術の利用」については、県協議会として東海農政局から承認を得た2技術に限る。

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



必ずチェック欄にチェック

令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用しま

9。
※チェック欄にチェックしてください。

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。